

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	建設業 許可番号	元請、下請 の区分
株式会社大林組	東京都港区港南 2－1 5－2	1-003000	－

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可業者を表す。

2 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 6 日 ～ 令和 8 年 9 月 5 日 （1 か月）

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事等

4 事実概要

(株)大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事において、令和 6 年 1 0 月 4 日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和 8 年 3 月 2 4 日付けで同社及び同社社員 2 名が鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 7 年 6 月 1 日付け監第 184 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 第 15 号アに該当する。

< 指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町 978-6
電話 029-301-4334（ダイヤルイン）